

報告第1号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

専決第23号

専決処分書

令和3年度宝塚市一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年（2021年）12月24日

宝塚市長 山崎晴恵



報告第2号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

専決第1号

専決処分書

令和3年度宝塚市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年（2022年）1月7日

宝塚市長 山崎晴恵



報告第3号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

専決第2号

専決処分書

令和3年度宝塚市一般会計補正予算（第14号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年（2022年）1月27日

宝塚市長 山崎晴恵



議案第19号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例  
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市行政評価委員会の項を次のように改める。

宝塚市行政評価委員会	施策評価、事務事業評価、夢・未来 たからづか創生総合戦略その他の行政マネジメントシステムについての調査審議に関する事務	9人以内	知識経験者 4人以内 担当事務の遂行に適任と認められる者 3人以内 市内の公共的団体等の代表者 1人 公募による市民 1人
------------	---	------	--

第1条の表市長の部宝塚市消費生活協議会の項の次に次のように加える。

宝塚市農業振興会議	農業振興に関する重要な事項についての調査審議に関する事務	8人以内	知識経験者 1人 市内の公共的団体等の代表者 4人以内 関係行政機関の職員 1人 農業振興の関係者 1人 公募による市民 1人
-----------	------------------------------	------	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。





議案第 20 号

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の一部を改正する条例  
の制定について

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の一部を改正する条例

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例（令和 2 年条例第 22 号）の一部  
を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し、同項及び第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 21 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例  
宝塚市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部中(7)の項を削り、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項から(11)の項までを 1 項ずつ繰り上げ、(12)の項を削る。

別表第 2 市長の部中(18)の款を削り、(19)の款を(18)の款とし、(20)の款から(24)の款までを 1 款ずつ繰り上げ、(25)の款を削る。

附 則

この条例中別表第 1 の改正規定（同表(12)の項を削る部分に限る。）及び別表第 2 の改正規定（同表(25)の款を削る部分に限る。）は公布の日から、別表第 1 の改正規定（同表(12)の項を削る部分を除く。）及び別表第 2 の改正規定（同表(25)の款を削る部分を除く。）は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 22 号

宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例  
宝塚市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 10 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第23号

宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

## 宝塚市条例第 号

宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例  
宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例（平成23年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第22条」に、「第21条—第28条」を「第23条—第30条」に、「第29条」を「第31条」に改める。

第2条第1号中「次に掲げる者」の次に「及び公益通報の日前1年以内に次に掲げる者であった者」を加え、同号ア中「一般職に属する」及び「特別職に属する」の次に「本市の」を加え、同号オ中「労務提供先」を「役務提供先」に改める。

第29条を第31条とする。

第4章中第28条を第30条とする。

第27条第1項中「第23条第1号」を「第25条第1号」に改め、同条を第29条とする。

第26条第3項中「第21条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第28条とする。

第25条を第27条とし、第21条から第24条までを2条ずつ繰り下げる。

第3章に次の1条を加える。

（公益通報に対応する従事者の義務）

第22条 公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務に従事する者（委員を除く。以下この条において「公益通報対応業務従事者」という。）又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、公益通報に係る対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者又は調査協力者を特定させるものを漏らしてはならない。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(損害賠償の制限)

第19条 市は、公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者又は調査協力者に対して、賠償の請求を行わない。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。



議案第24号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
するものとする。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次の  
ように改正する。

第7条中「、育児部分休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加える。

第11条の8第3項中「地方公務員等の育児休業等に関する法律」を「地方公務員の育  
児休業等に関する法律」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15  
条の次に次の1条を加える。

（出生サポート休暇）

第16条 任命権者は、職員が通院その他の不妊治療に係る事由のため勤務しないことが  
相当であると認められるときは、その請求により、1年につき10日（規則で定める場  
合にあっては、5日）以内の出生サポート休暇を与えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第25号

宝塚市職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市職員互助会設置に関する条例（昭和42年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づいて組織された共済組合の組合員であるもの（次に掲げる者を除く。）」に改め、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（次号において「会計年度任用職員」という。）のうち、月額で報酬を定める者で、その勤務時間が1週間につき、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号）第2条第1項に規定する勤務時間の4分の3を超えないもの
- (2) 日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員
- (3) 別個の厚生制度に加入する教職員

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。



議案第 26 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 5 条までの見出し中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 11 条の見出しを「（低所得者の国民健康保険税の減額）」に改め、同条第 1 号ア及びイ、第 2 号ア及びイ並びに第 3 号ア及びイ中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 11 条の 2 中「第 3 条及び前条」を「第 3 条及び第 11 条」に、「第 11 条の 2」を「第 11 条の 3」に、「前条第 1 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。））」を「第 11 条第 1 号中「法施行令第 56 条の 89 第 2 項第 2 号イに掲げる区分に該当する」とあるのは「第 11 条の 3 に規定する特例対象被保険者等の法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に給与所得が含まれている場合において、当該給与所得について所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとして当該総所得金額を算定したとき（次号及び第 3 号において「給与所得に係る特例算定の場合」という。）に、法施行令第 56 条の 89 第 2 項第 2 号イに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第 2 号中「法施行令第 56 条の 89 第 2 項第 2 号ロに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第 56 条の 89 第 2 項第 2 号ロに掲げる区分に該当することとなる」と、同条第 3 号中「法施行令第 56 条の 89 第 2 項第 2 号ハに掲げる区分に該当する」とあるのは「給与所得に係る特例算定の場合に法施行令第 56 条の 89 第 2 項第 2 号ハに掲げる区分に該当することとなる」」に改め、同条を第 11 条の 3 とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第11条の2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この条において「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る基礎課税額の被保険者均等割額は、第4条に定める額から、15,800円を減額して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により国民健康保険税の額を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る基礎課税額の被保険者均等割額は、同条の規定により減額した後の額から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,740円

(2) 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,900円

(3) 前条第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,640円

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当該未就学児に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は、第5条の3に定める額から、4,450円を減額して得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、前条の規定により国民健康保険税の額を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は、同条の規定により減額した後の額から、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 前条第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,335円

(2) 前条第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,225円

(3) 前条第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,560円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 27 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例

宝塚市介護保険条例（平成 12 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の 2 月前の 15 日までに」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





議案第 28 号

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の  
一部を改正する条例

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例（平成 30 年  
条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地」を「第 29 条の 9 各号に掲  
げる区域」に改める。

第 4 条中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域」を「第 29 条の 9 各  
号に掲げる区域」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地」を「第 29 条の 9  
各号に掲げる区域」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 29 号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例

宝塚市営住宅管理条例（平成 9 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「（身体上又は精神上著しい<sup>がい</sup>障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身生活困難者」という。）を除く。）」を削り、同項第 2 号中「<sup>がい</sup>障害の程度」を「<sup>がい</sup>障害の程度」に改める。

第 6 条の 2 を削る。

第 4 2 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 2 条第 3 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 2 年 4 月 1 日前に到来した支払期日に係る第 4 2 条第 3 項に規定する利息については、なお従前の例による。



議案第30号

宝塚市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市消防団条例の一部を改正する条例

宝塚市消防団条例（昭和44年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災、地震その他の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

基本団員には年額報酬を、機能別団員には日額報酬を、それぞれ支給する。

第13条に次の2項を加える。

4 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、出勤報酬を支給する。

5 前項の出勤報酬の額は、別表第2の定めるところによる。

第14条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第1中「32,000円」を「36,500円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

区分	単位	基本額		加算額
		4時間以内の場合	4時間を超える場合	8時間を超える1時間につき
災害への出勤	1回	4,000円	8,000円	1,000円
警戒、訓練等	1回	4,000円		—

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



議案第 31 号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
宝塚市消防団員等公務災害補償条例（令和 2 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。





議案第 32 号

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その 1））の  
変更について

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その 1））、令和 3 年 3 月 19 日議案 41 号で議決、令和 3 年 10 月 8 日議案第 97 号で変更議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年（2022 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

- 「1 契約の目的 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その 1）  
2 契約の方法 一般競争入札  
3 契約の金額 ￥236,813,500.-  
4 契約の相手方 宝塚市栄町 2 丁目 1 番 2 号  
宇都宮建設株式会社  
代表取締役 宇都宮 秀市  
5 工事場所 宝塚市中山台 1 丁目 地内  
6 工事概要 補強土工 A = 3,933 m<sup>2</sup>  
鉛直式崩壊土砂防護柵工 L = 33 m」

中

- 「3 契約の金額 ￥236,813,500.-」

を

- 「3 契約の金額 ￥229,846,100.-」

に変更する。







## 議案第34号

### 訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

#### 1 相手方

[Redacted]

#### 2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、宝塚市に対し、市営 [Redacted] を明け渡せ。
  - (2) 相手方は、宝塚市に対し、令和3年12月29日以後、(1)の明渡し済みに至るまで市営住宅につき1月64,600円の割合による金員を支払え。
  - (3) 訴訟費用は相手方の負担とする。
- との判決及び(2)につき仮執行の宣言を求める。

#### 3 事件に関する取扱い及び方針

本件訴訟における和解の実施につき、市長に一任する。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。









議案第36号

公の施設（宝塚市立温泉利用施設）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 公の施設の名称    | 宝塚市立温泉利用施設  |
| 2 指定管理者となる団体 | 神戸市中央区加納町3丁目10番12号<br>株式会社 link works<br>代表取締役 廣瀬琢也 |
| 3 指定の期間      | 令和4年（2022年）7月1日から<br>令和6年（2024年）6月30日まで             |



議案第37号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4558	4558号線	起 点	山本丸橋3丁目2番 4		m  30.45	m  最大 6.00
		終 点	山本丸橋3丁目1番 4			最小 6.00



議案第38号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4559	4559号線	起点	山本丸橋3丁目6番 3		m 38.50	m 最大 5.30
		終点	山本丸橋3丁目6番 12			最小 4.50



議案第39号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4560	4560号線	起点	武庫山2丁目68番3		m 27.85	m 最大 11.10 最小 4.80
		終点	武庫山2丁目68番11			





議案第40号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4561	4561号線	起点	宝松苑103番1		m 236.85	m 最大 6.30 最小 4.30
		終点	宝松苑197番14			



議案第41号

宝塚市公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

宝塚市公平委員会の委員3人のうち1人の任期が、令和4年4月8日をもって満了するため、次の者を委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市公平委員会の委員に選任しようとする者

住所



氏名 中川丈久

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。



議案第42号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員3人のうち1人の任期が、令和4年3月31日をもって満了するため、次の者を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住所



氏名 模 泰 吉

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。









議案第44号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員3人のうち1人の任期が、令和4年3月31日をもって満了するため、次の者を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住所



氏名 足立英基

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。



諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和4年6月30日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年（2022年）2月14日提出

宝塚市長 山崎晴恵

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住所



氏名 松下義弘

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。